

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院
長から次のとおり基本測量を終了した事について通知がありました。

令和五年六月十六日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 基本測量（航空重力測量）

二 測量の地域 奈良県全域

三 測量の終了年月日 令和五年三月三十一日